



埼玉県報

第 2 5 4 7 号
平成25年11月26日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [内燃機関性能総合試験装置の購入に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [志木都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [桶川都市計画事業上日出谷南特定土地地区画整理事業の事業計画の変更\(第9回\)\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターカーテン賃貸借に関する落札者等の公示\(がんセンター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定\(義務教育指導課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第14号中訂正\(熊谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千六百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たすけあい翁
- 三 代表者の氏名
篠原 悦子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県吉川市吉川六百四十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障がい者・市民に対し、福祉支援事業を行い、市民共助による福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人誠会

三 代表者の氏名

相馬 好昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市栄一丁目七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者、子育て中の人、地域に心身共に健やかで、当たり前に生活ができるように、又、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野に活動参加できるよう、その環境、年齢、及び心身の状態に応じ、必要なサポートを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
内燃機関性能総合試験装置 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
28,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年8月6日

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
林山組	菊地 國男	埼玉県熊谷市中奈良二三一〇番地三
有限会社グリーンズ ペース	佐藤 洋	埼玉県秩父市日野田町二丁目二三番六号
有限会社ダイナ店装	大内 修	埼玉県上尾市浅間台二丁目二一番地一九
有限会社宮葉建築	千葉 絵美	埼玉県新座市野寺五丁目三番三七号サ ニープレスキャッスルA棟一〇八号室
有限会社浜田設備	濱田 康昭	埼玉県八潮市中央一丁目一八番地五グ リーンパーク第五八潮一〇一号室
有限会社渡辺土建	渡邊 明男	埼玉県八潮市大曾根五一八番地一
有限会社フォレスト ン	立石 俊之	埼玉県三郷市早稲田六丁目二〇番地一 四
三橋建設工業株式会 社	橋本 亜信	埼玉県三郷市三郷一丁目二五番一
有限会社重信建業	重信 龍一	埼玉県坂戸市大字欠ノ上六八番地六
株式会社アーバンハ ウス	岩野 幸男	埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘一丁目六番地五
北日本産業	赤根 博幸	埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪三二 番地一
長谷川工務店	長谷川 善一	埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷五五八番 地三
市原鉄筋	市原 慎二	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷五六七 番地二
有限会社大和建設	石森 都	埼玉県比企郡吉見町大字谷口一二六番 地

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字原新田、字宮、字弥勒の各一部、
大字下日出谷字高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十五年十一月二十六日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十一月二十日

指令川建セ第二四 五七一号

二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十一日

川建セ第二五 九六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字館一七五 番五、一七五一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越一七五 番地一

杉山 和也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

十号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十五年十一 月十二日	指定の年月日
埼玉県飯能市双柳八百五十四ノ八〇八百五十四ノ十二	指 定 道 路 の 位 置
十一・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・二〇 五・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令川建セ第二五〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十二日

川建セ第二五〇一〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字三保谷字尾崎二一九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿二一六番地

沼田 伸司

告 示

埼玉県立がんセンター病院長告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県立がんセンター病院長 田 中 洋 一

- 1 購入等件名及び予定数量
埼玉県立がんセンター カーテン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター 事務局用度担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年 9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東基
東京都練馬区高野台 1丁目10番 6号
- 5 落札金額
99,855,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 7月30日

告 示

埼玉県教委告示第四十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十五年十二月三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県教委告示第四十一号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年埼玉県教委告示第十六号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

名 称	地 域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市
第四採択地区	蕨市、戸田市
第五採択地区	朝霞市、和光市
第六採択地区	志木市、新座市
第七採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、北足立郡
第八採択地区	上尾市
第九採択地区	川越市
第十採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡
第十一採択地区	所沢市
第十二採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十三採択地区	東松山市、比企郡
第十四採択地区	秩父市、秩父郡
第十五採択地区	本庄市、児玉郡
第十六採択地区	熊谷市
第十七採択地区	深谷市、大里郡

第二十三採択地区	八潮市、三郷市、吉川市
第二十二採択地区	越谷市
第二十一採択地区	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡
第二十採択地区	春日部市、北葛飾郡
第十九採択地区	羽生市、加須市
第十八採択地区	行田市

告示

埼玉県選管告示第百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人財団 聖蹟会 介護老人保健施設 ハートランド大宮	埼玉県さいたま市北区奈良町百二十番二
老人ホーム	社会福祉法人 ピースクエア 特別養護老人ホーム けやきの杜	埼玉県北本市朝日一丁目三十番一

告示

埼玉県選管告示第二百二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、久喜市選挙管理委員会から次のとおり名称及び所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 農村センター	埼玉県久喜市北青柳五十一番地二	久喜市長	九十五人
(新) 久喜市農村センター	埼玉県久喜市伊坂千五百五十七番地	久喜市長	四百八十人
(旧) 栗橋文化会館			
(新) 久喜市栗橋文化会館			
(旧) 鷺宮東コミユニティセンター	埼玉県久喜市桜田三丁目十番二	久喜市長	四百人
(新) 久喜市鷺宮東コミユニティセンター			

施設 の 名 称	(旧) 鷺宮西コミ ユニテイセンター	(新) 久喜市鷺宮 西コミユニテイ センター
所 在 地	(旧) 埼玉県久喜市中妻七百 八十五番地	(新) 埼玉県久喜市中妻七百 八十五番地二
管 理 者	久喜市長	
収 容 人 員	三百三十	八人

告 示

埼玉県選管告示第二百二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、伊奈町選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	埼玉県県民活動総合センター小ホール
所在地	(旧)埼玉県北足立郡伊奈町 大字小針内宿千六百番地 (新)埼玉県北足立郡伊奈町 内宿台六丁目二十六番地
管理者	埼玉県知事
収容人員	五百四人

正 誤

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号（平成二十五年三月八日第二千四百七十三号）中訂正

ページ 表中 行

二から三まで 指定に係る道路の延長（単位メートル） 前から一から七まで

誤

十六・〇〇～十七・五〇

正

七〇・〇〇

誤

十六・〇〇～二十七・〇〇

正

百五・〇〇

誤

十・〇〇

正

三十五・〇〇

誤

八・〇〇

正

九十五・〇〇

誤

六・〇〇

正
二十四・三五

ページ

表中

行

二から三まで

指定に係る道路の幅員（単位メートル）

前から一から五まで

誤
七〇・〇〇

正
十六・〇〇〇～十七・五〇

誤
百五・〇〇

正
十六・〇〇〇～二十七・〇〇

誤
三十五・〇〇

正
十・〇〇

誤
九十五・〇〇

正
八・〇〇

誤
二十四・三五

正
六・〇〇